

報告第 14 号

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱の
一部改正について

のことについて、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 6 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

国の保育所等整備交付金交付要綱の一部改正に伴い改正
したため報告する。

小城市告示第 70 号

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱の一部を改 正する告示

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱(平成 28 年小城市告示第 120 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 29 年度(平成 28 年度からの繰越分)保育所等整備交付金交付要綱(平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省発雇児 0331 第 7 号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)」を「保育所等整備交付金交付要綱(平成 30 年 5 月 8 日付け厚生労働省発子 0508 第 1 号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱(平成28年小城市告示第120号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>○小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱 平成29年4月1日 告示第52号 (定義) 第2条 この告示において「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」とは、<u>平成29年度(平成28年度からの繰越分)保育所等整備交付金交付要綱(平成29年3月31日付け厚生労働省発雇児0331第7号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)</u>第4に掲げる施設をいう。</p>	<p>○小城市保育所等施設整備事業費補助金交付要綱 平成 年 月 日 告示第 号 (定義) 第2条 この告示において「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」とは、<u>保育所等整備交付金交付要綱(平成30年5月8日付け厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。)</u>第4に掲げる施設をいう。</p>